

(1) 認定電気通信事業者の行う中継施設等、
(2) 電気事業者の行う送電用の電気工作物等、
の設置に伴う協議について

大津市農業委員会事務局
TEL 077-528-2680

本協議書は、

(1) 認定電気通信事業者が、①有線電気通信のための線路、空中線系（その支持物を含む）もしくは中継施設、または②これらの施設を設置するために必要な道路もしくは索道の敷地に供される 場合、

(2) 電気事業者が、①送電用もしくは配電用の施設（電線の支持物及び開閉所に限る。）もしくは②送電用もしくは配電用の電線を架設するための装置 または③これらの施設もしくは装置を設置するために必要な道路もしくは索道の敷地に供する 場合、

これらの場合には、農地法第4条及び第5条の農地転用許可は要しませんが、農業上の土地利用との調整のため、ご提出いただく書類です。

(注意事項)

- ・許可除外対象施設等に含まれないものについては、農地転用の手続きが必要です。
- ・施設内容により、建築確認申請等は別途必要となる場合がありますので、担当課にご確認ください。
- ・農業振興地域-農用地域内（いわゆる青地）の時は、除外の手続きが必要となる可能性がありますので、担当課へご確認ください。

●添付書類

- (1) 事業計画書（様式2）
- (2) 土地全部事項証明書（3カ月以内の原本）
- (3) 法人の全部事項証明書
- (4-1) 認定電気通信事業者であることを証する書面※ ※（4-1）（4-2）のいずれか
 - ・電気通信事業の登録について（通知）の写し
 - ・全部認定証の写し
- (4-2) 電気事業者であることを証する書面※
 - ・電気事業の許可証の写し
- (5) 当該地を示す位置図（S=1:10000 程度および S=1:2500 程度）
- (6) 法務局備付けの公図の写し
- (7) 土地利用計画図（事業概要図）、縦横断図、求積図
- (8) 土地所有者の同意書
- (9) 土地改良区の同意書（土地改良区域内の場合）
- (10) その他必要と認められる書類
 - ・隣地関係図

（申請地から2m以内に農地がある場合には、地権者に十分に説明を行ってください。）

 - ・設置イメージ写真（現地写真に設置イメージを載せたもの） など